

第19回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年8月24日（月）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 3番 大久保 広、 5番 寺澤 正幸、
6番 古里 典子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、

10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農地利用最適化推進委員：

2番 木村 正司、 4番 太田 正、 7番 工藤 郁子

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第19回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、現在9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、細谷地委員より、遅れるという連絡がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、大久保委員、太田委員、工藤委員より、欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので 7番、荻谷雅行委員、8番、西舘徳松委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

なお、番号4と番号5については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。

番号1から番号3まで、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件のうち3件についてご説明いたします。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割内の畑になります。面積は、一筆のうちの340.90㎡となります。こちらは、貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇となります。こちらの転用の目的は、露天資材置場となっておりますが、目的としては、排水路拡幅のための工事作業及び資材、車輛通路スペースとして使う内容となっております。こちらは、本年1月に水路の拡幅工事で、この一連の工事が一時転用で提出されたわけですが、転用の理由にございますが、当初この場所を最小限という面積で一時転用の許可を取ったわけですが、その部分では作業に支障がきたす、面積が過少すぎたということがあって面積を広げたいという内容となっております。図面のほうを2ページに付けてございますので、ご覧いただきたいと思います。右側の公図の写しになりますけれど、〇番〇の中のカギ型の黒く塗りつぶした部分が当初一時転用許可を受けた所になります。斜線の部分が今回、一時転用の申請をされた所になります。この分の面積を足して、併せて使用したいということでの申請となっております。こちらの期間については、令和3年3月までの使用期間とするものでございます。こちらは、議案第2号と関連しますので、議案第2号については、当初一時転用許可を取った部分の延長申請も併せて提出されてございます。よろ

しくお願いいたします。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

続きまして、番号2と番号3が関連しますので併せてご説明いたします。

番号2、大字〇〇第〇地割内の畑が2筆、田んぼが1筆、合計で3, 106㎡となります。こちらの貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。目的につきましては、その他となつてございますが、施設等、主な部分になりますが、事務所の建設となり、資材置場、屋外作業場、駐車場というふうになってございます。こちらにつきましては、4月に農振除外の申請がありまして、7月16日付で農振除外となっている場所となります。あとは、第1種農地と判断されますので、その例外規定となります集落接続に当たるという考えで、事務所建設が可能と判断してございます。現地確認は、太田委員、下谷地委員にお願いしてございます。

併せて、番号3、こちらも大字〇〇第〇地割内の田んぼが3筆となります。合わせて1, 296.39㎡。貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。こちらの施設としては、通路と法面部分になるというふうなことになります。3ページのほうに位置図と公図をつけてございます。併せて、別添の資料で横書きの農地法第4条、農地法第5条、関連資料というのをお手元に配布してございます。図面等を閉じたものになりますので、こちらもご覧いただきたいと思っております。1枚表紙をめくっていただきますと、事業計画書がございまして、その裏面に土地利用計画図、配置図を付けてございます。これが全体計画の図面となつてございまして、北側を国道が通つてございます。図面の左側が、〇〇の場所になります。農地の部分が薄くて見えづらいのですが、〇番〇と〇番〇というのが国道に沿って2つ並んでございますが、ここが事務所用地と来客駐車場、職員駐車場が配置されるというような図面となつてございます。こちらが、〇〇〇〇の畑が2筆、北側部分になります。図面の南側になりますが、図面の中央部分に〇〇〇〇、〇、田と書かれた部分と、左側に小さく〇-〇と〇-〇と書かれた農地がございまして。その右側、東側になりますけれど、資材置場兼屋外作業場ということで、こちらが〇〇〇〇の田んぼ1筆分となります。農地としてはこの部分で、間に山林原野等がございましてそれを一体的に使用するという計画となつてございます。それ以降、3ページ目から6ページ目までが建物の概要図となつてございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

議案書のほうに戻ります。いずれも第1種農地と同じ条件になつてございまして、集落接続の例外規定に当てはまるという事で転用可能と判断してございます。現地確認は、太田委員、下谷地委員にお願いしてございます。

以上の3件について、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は本田委員と私が、番号2と3は太田委員と下谷地委員に、それぞれ依頼しておりますので、ご報告願います。

本田委員 番号1を報告します。8月21日に山田会長と事務局と現地確認をしました。場所は、〇〇地区内でございます。〇〇学校より〇〇方面に向かって、左側400mの所にあり、周囲の状況は、東側は農地、西側は町道、南側は宅地、北側は農地となっています。確認者の意見でございますが、追加申請農地であり、相当であると確認をしました。農地復元の確実性は充分かということですが、充分であると見ました。

下谷地委員 番号2と番号3を続けて報告いたします。位置は、〇〇地区の国道の交差点から東側に50mの位置にあり、北側と東側は畑、西側は宅地、南側は畑と田になっています。周囲の状況から、農地転用についての計画の実現性、位置、計画面積等、周辺農地の影響もなく問題ないと判断し、よってこの申請は、許可相当であると考えます。申請人の渡人と受人が個人と会社となっているので、それも付け加えさせていただきます。

続きまして番号3ですが、場所は先ほどの所から南側にくっついた所になります。周囲の状況から農地転用について、計画の実現性、位置、計画面積等、周辺農地の影響もなく問題ないと判断し、よってこの申請は、許可相当であると考えます。先程と同じく、受人は会社になっておりますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の、番号1から番号3については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 続きまして、番号4については、除斥があります。

農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員、〇〇委員は一時退席願います。

[○○委員 ○○委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の4ページになります。位置図は5ページのほうに付けてございます。先程と同じように関連資料ということで、別冊のほうの7ページとその裏の8ページのほうを参考資料となりますのでご覧いただきたいと思います。それでは、議案書のほうを読み上げさせていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号4、大字○○第○地割内の農地が4筆ございます。同じく○○第○地割の農地が5筆、合計で田んぼが4筆で7, 809㎡。畑が5筆で11, 910㎡。合計で19, 719㎡となります。こちらは、譲渡人が○○○○、○○の在住者となります。譲受人が○○○○となります。こちらは、売買による所有権の移転となります。転用の目的は、カラマツの植林となっております。転用の理由ですが、休耕地となっている農地に植林し、森林経営を行い、地域の景観と環境保全をはかっていくということで申請を出されております。農用地区域外に、本年の7月16日付で除外となっております。農地区分は、第2種農地と判断してございます。現地確認は、古里委員、内澤委員にお願いしてございます。

以上、番号4についてご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号4については、古里委員と内澤委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

古里委員 報告します。8月18日、内澤委員と事務局と3人で現地確認を行いました。場所は、○○集落にあって第○地割○番○、第○地割○番○、第○地割○番、第○地割○番○は、○○川沿いに位置しています。第○地割○番○、第○地割○番○、第○地割○番○、第○地割○番○、第○地割○番○は、ミレットパークに向かう途中にあります。転用によることにより、隣接する田んぼに日照不足の可能性があるため、そこの所は距離をおいて植林をしてもらう事とする。山内地区の山林を所有する方から、労働力不足により管理が行き届かなくなっているなどから相談を受け、合同会社として山林を譲り受けることとしている。又、遠方、かつ労働力不足の為、長い間休耕状態にあり、周囲は山林に囲まれるなどして耕作には適さない状況にあります。地域の景観及び自然環境の保全をはかっていく観点から、植林し周囲の山林と併せて森林経営をしていく必要があると考え、○○の事業として計画しました。農地に隣接する土地所有者からは、同意を得ているとのことでした。転用による周囲農地への被害は無いかということですが、転用による周囲農地への被害は無いと思われま。目的実施の確実性はあり、事業の内容からも面積は必要最小限と思われま。よ

って、許可相当であると思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺ひます。
番号4について。ご意見ござひますか。

(「なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についての番号4については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 ○○委員、○○委員の復席をお願ひいたします。

[○○委員 ○○委員 復席]

議 長 続きまして、番号5については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定、議事参与の制限により、○○委員は一時退席願ひます。

[○○委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は、6ページになります。位置図、配置図のほうは、7ページ、8ページにござひますので、併せてご覧いただきたいと思ひます。関連資料のほうは、9ページからとなつてござひますので併せてご覧いただきたいと思ひます。それでは、議案書の6ページを説明させていただきます。番号5、農地の所在は、大字○○第○地割と第○地割内の農地となります。田んぼが3筆、合計で3,964㎡。畑が8筆、33,800㎡。合計で11筆となりまして、37,764㎡となります。こちらは、譲渡人が○○○○、他189名。いわゆる○○○○の権利者となります。譲受人につきましては、○○○○、他12名となります。こちらの譲渡人、譲受人につきましては、関連資料の9ページに申請書の写しを付けてござひます。こちらの申請者、譲受人の欄に記載されてござひます。譲渡人名簿につきましては、その裏の10ページになりますが、譲渡人名簿ということで付けてござひますので参考までにご覧いただきたいと思ひます。転用の目的になりますが、カラマツの植林を行うという内容になります。転用の理由ですけれど、土地所有の権利関係が長年明らかになつていないことから、入会林野整備事業を活用することで、○○○○を設立し、森林経営を行つていくため植林用地に転用をするものとなつてござひます。農振農用地区域外となつてござひます。農地区分は、第2種農地。現地確認は、間賀委員と畑林委員にお願ひしてござひます。農

地の位置等は、7ページ、8ページのほうをご覧いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号5については、間賀委員と畑林委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

間賀委員 番号5について、説明いたします。確認日は8月20日、私と畑林委員と事務局の3名で現地確認を致しました。筆数が11と多いので、第〇地割と第〇地割に分けて位置周囲については説明したいと思います。第〇地割ですけれども、当該申請地は〇〇〇〇から東へ約1.5kmに位置し、周辺は山林、雑種地、道路、水路及び宅地となっております。第〇地割内は、当該申請地は〇〇〇〇から北東へ約4.5kmに位置し、周辺は山林、道路、水路、宅地となっております。いずれも、山間地に介在する農地であり、特に問題はないと思います。確認者の意見ですけれども、申請人は、新たに〇〇〇〇を設立し、入会林野整備計画の認可とともに〇〇〇〇所有の山林等も所有権移転し、併せて農地についても山林へ転用する計画でございます。入会林野整備計画及び生産森林組合設立の許可に向けて、関係機関と手続きを進めている状態にあり、組合員の全てと、生産森林組合の設立発起人の組合員からの委任状及び申請に係る同意書が添付されております。資金計画は、譲受人である〇〇〇〇の残高証明の添付により、事業費の確保を確認しております。事業計画及び現地確認の結果、周辺農地への被害、影響は無いと判断されることから事業計画の目的実現は、確実であると見込まれます。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

以上です。よろしく願いします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号5について。ご意見ございますか。

寺澤委員 参考までにお聞きしたいのですが。

議長 休憩します。

休憩：午後 1時58分

再開：午後 2時07分

議長 再開します。
番号5について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の番号5については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

[○○委員 復席]

[細谷地委員 出席]

議 長 休憩します。

休憩：午後 2時08分

再開：午後 2時23分

議 長 再開します。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の9ページになります。2件ございます。

番号1、大字○○第○地割内の農地4筆で、一筆のうち的一部分もございません、合わせて2,698.22㎡となります。貸付人が○○○○。借受人が○○○○ということで、こちらは排水路の拡幅工事での一時転用の期間延長という事での申請となっております。変更前の9月30日までを、本年12月31日までに変更したいという内容となっております。変更の理由ですけれど、排水路工事とともに、新たに、○○○○の工事部分が西側ブロックと東側ブロックに大きく分かれているということで、両側を結ぶ敷地内の電気線の地下埋設工事が必要になったということで、引き続いて作業ヤード・資材ヤードとして使用したいという内容となっております。土地所有者からの承諾は得ているということで、変更契約書の写しを添付いただいております。

続いて番号2、大字○○第○地割内の畑、田んぼの合計面積が335.22㎡となります。こちらの貸付人が○○○○。借受人が○○○○となります。先程、議案第1号の番号1でご説明しましたが、当初、一時転用許可を受けていたわけですけれど、工事に入れない状態だったということで、今回の面積を増やす分と合わせて、事業期間を3月31日まで延長したいという内容となっております。位置図については、10ページのほうに配置図等を付けてございますのでご覧いただきたいと思います。

以上の2件につきまして、ご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

笹山委員 質問ですけれど、こうした申請は、工事発注者がやるのか。工事請負業者が申請するものだと聞いたことがあるんですが。

事務局 どちらでもいいというのが結論で、大元の工事事業者が申請してもよろしいですし、工事を請けた工事業者がその部分を一時転用する、ということで申請されてもどちらでも構わない。元々排水路の工事の排水路部分の永久転用が一緒に出された部分は、事業者が、その工事の為に周辺の部分を一時転用するというのも併せて出されていたという経過もございますので、申請者はいずれも事業者が申請されているという状況です。

議 長 番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の11ページになります。適用外証明交付申請が1件ございます。場所は、大字〇〇第〇地割内、登記簿では畑。現況として山林となっているという状況になっております。面積は4,010㎡。所有者は、〇〇〇〇。非農地となった事由ですけれども、平成5年に旦那さんが譲り受けたが、周囲が山林に囲まれており、耕作条件が良くないということから、耕作しなくなったということがございます。平成23年に旦那さんが亡くなられて今の所有者が相続をしたということで、現在まで耕作することなく雑木等が生い茂った状況となっております。現地確認は、太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。

以上の1件となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

下谷地委員 報告します。調査の日ですが、8月6日、農地パトロールの途中で、近くだったので行ってまいりました。現在の状況として、山林原野の状態です。理由としては、先程事務局のほうで報告した通りで、平成10年頃から全然手を付けていない状態で、結論としては相当と見てまいりました。見たのは良いんですが、その周りに4件分くらい同じ並びが全部、山林化しておりました。事務局と相談をしまして、その方々にも非農地の届を出すようこちらから働きかけるということで、これから進めてまいりたいと思いますので、関係ないことを話しましたがよろしく願います。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第6、議案第4号、入会林野整備計画に対する意見について、上程いたします。本件は、農業委員会法第31条の規定、議事参与の制限に該当しますので、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の12ページから13ページにかけてとなります。入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見についてです。入会林野整備計画の認可申請にあたって、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項の規定により、意見を求められたので審議せられたいということでの議案となります。申請人は、〇〇〇〇。土地につきましては、大字〇〇第〇地割の畑、以下13ページまでの36筆の農地となります。内訳は、13ページの計のところになりますけれど、畑の登記地目で26筆ございます。田んぼが10筆ございます。併せて面積が21万5,659㎡となっております。その内、右側の備考欄をご覧いただきたいと思いますが、適用外証明15筆、非農地通知10筆、こちらを令和元年11月22日の総会で審議いただきまして、その結果を通知しておるところでございます。その該当部分については、土地の表示の備考欄にそれぞれ付けてござ

います。そちらについては、先程説明いたしました、農地ではないという判断を農業委員会で行っているという状況になります。地目変更の登記は、今現在、されていないということになります。残る、第5条許可申請と備考欄にございます部分が、先程の議案第1号での農地転用許可申請が出されているというところになります。それを合計しますと36筆、21万5千㎡余りの農地部分ということになります。入会林野整備計画については、先程ご説明をさせていただきましたが、一度190人の権利者に所有権が移転する。そこから、生産森林組合の設立発起人に対して所有権を移転して生産森林組合が農地転用によって植林し、森林として管理をしていく流れとなります。それによりまして、最終的には、農地として残る部分が無くなるということで、農業委員会として農地の管理を適正に行われるかという点については、該当するところがないという考え方になるというふうに思っております。

入会林野整備計画書、先程説明で使いました書類の最後のページをご覧くださいと思います。46ページの下部分に入会林野等に係る部分の法律の施行について、という部分を抜粋して載せておりますが、入会林野の整備の実施についての審査基準についてというのがございまして、こちらで確認する部分がまとめられてあったのでこれを引用させていただきましたが、(2)の農林業上の利用の増進が図られることが確実であるか。(4)農地法の規定に抵触するものではないか。という部分を農業委員会としては、判断するところだということで、この点について意見としてまとめたのが47ページの回答案ということになります。

回答案のほうを読み上げさせていただきたいと思います。意見という部分なんです、当該入会林野整備計画は、入会権者全員の合意で計画され、対象となる土地の大部分が造林適地であることから、権利取得者が明確になることより農林業経営の意欲も増長され、整備後の権利上・利用上の諸問題も発生しないものと思われる。また、農地については、本入会林野整備計画が認可されることで入会権から所有権となり、その所有権者から出資を受ける〇〇〇〇によって農地法第5条第1項に基づく植林用地への農地転用が行われる計画となっている。加えて、登記簿上の地目は農地で、現況が山林原野となっている部分については、非農地判断及び適用外証明によって非農地であると判断したところである。以上から、当該入会林野整備計画に含まれるすべての農地は山林として管理される計画であり、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しない。併せて入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律が定める、農林業の利用の増進についても問題はないものと判断する。

というような回答案として、まとめたところでございます。これからの計画の流れと、農業委員会としての回答を出すポイントと回答案について説明させていただきました。この案で回答してよろしいかどうかご審議いただき、ご意見を頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。

議 長 休憩します。

休憩：午後 2時39分

再開：午後 2時49分

議 長 再開します。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号、入会林野整備計画に対する意見については、
原案のとおり、回答することに決定いたします。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

[○○委員 復席]

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後3時18分 閉会)